

阪和記念病院 身体拘束最小化指針

(身体拘束最小化のための指針) (抜粋)

1. 身体拘束の最小化に関する基本的な考え方

当院では、患者の人間としての本来の姿を重視しながらチームでディスカッション、合意形成した方向に基づいて医療安全対策を行うことで、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2. 基本方針

1) 身体拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の実施を禁止する。

この指針でいう身体拘束は、抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

① 緊急やむを得ず身体拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことができる。

切迫性 : 患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性 : 身体拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性 : 身体拘束が必要最低限の期間であること

② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件については医師・看護師を含む他職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

3. 身体拘束最小化のための体制

1) 身体拘束最小化チームの構成

医療安全委員会メンバーの医師・看護師・薬剤師・リハビリテーション部・事務・栄養部・MSW・臨床工学技士・検査部をもって構成する。

2) 身体拘束最小化チームの役割

身体拘束の実施状況を把握、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。身体拘束実施事例の最小化に向けた医療ケアを検討する。

定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する。

身体拘束最小化のための職員研修を開催し、記録する。

4. 身体拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、定期的（年1回）教育研修を実施。

その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録を行う。

5. 多職種による安全な身体拘束の実施および解除に向けた活動

各病棟は、身体拘束における各々の役割を意識して患者にあたる。

患者が身体拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることで、安全な身体拘束の実施、早期解除につなげる。